



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- かいの指定（財政課） 1
- かいの指定の解除（財政課） 1
- 救急病院の告示（医療政策課） 1
- 事業の認定（用地課） 2
- 都市計画事業の変更の認可・3件（道路街路課） 3
- 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程の一部を改正する告示（物品管理課） 4

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件（道路街路課） 5

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程 5
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 6

告 示

沖縄県告示第92号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県立はなさき支援学校

沖縄県告示第93号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県立芸術大学
沖縄県立伊良部高等学校
沖縄県立美咲特別支援学校はなさき分校

沖縄県告示第94号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
おもろまちメディカルセンター	那覇市上之屋1丁目3番1号	医療法人祥杏会	令和3年3月5日	令和6年3月4日

沖縄県告示第95号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和3年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 浦添市
- 2 事業の種類 浦添前田駅北側交通広場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 浦添市前田二丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

浦添前田駅北側交通広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である浦添市が事業主体となって、起業地内に交通広場を整備する事業である。当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

浦添市には、国指定史跡の浦添城跡、沖縄県指定有形文化財の浦添ようどれ石厨子、沖縄県指定史跡の伊祖城跡その他多くの有形又は無形の文化財があるが、観光リゾート施設が少ないことから、浦添市は、観光地としての認知度が低く、多くの観光客が、那覇空港から市内を通り過ぎて北上している。

浦添市の市域は、国道58号により東西に分かれており、西部の西海岸エリアは、沖縄西海岸道路が開通し、及び大型商業施設が開業したほか、宿泊施設の開業の予定があり、今後、国内外から訪れる観光客の増加が期待されている。一方、東部は、沖縄都市モノレールの延長により、浦添城跡、浦添グスク・ようどれ館等の観光地の近くに新たに浦添前田駅が開業し、これらの観光地への交通アクセスが大きく改善したことから、観光客その他来訪者の増加が見込まれている。実際に、浦添グスク・ようどれ館の令和元年度下半期における来館者数は、前年度同期に比べ1.5倍に増加している。

本件事業は、浦添前田駅の周辺にある観光地等を訪れる観光客の増加に対応するとともに、地域の高齢者、障害者、学生、児童等その他住民の移動を支援し、及び浦添前田駅に近いものの交通が不便な地域の交通環境を改善するため、沖縄都市モノレールとシェアサイクル、タクシー、コミュニティバス等を円滑に乗り継ぐことができる交通結節点の整備及びレンタカーを利用する観光客等のための駐車場の整備を柱とする交通広場整備事業である。なお、起業者である浦添市は、本件事業で整備する交通広場に隣接して浦添市の観光情報の発信、地域の特産品の販売、観光関連イベントの開催等を行う観光拠点施設の整備を併せて計画している。

本件事業の施行により、浦添前田駅を利用する観光客、地域住民等の利便性が向上するほか、隣接して整備される観光拠点施設と併せて浦添市の観光の拠点としての活用がなされることで、観光客を多様な交通手段により市内各所へ誘導することが可能となり、当該駅の周辺地域だけでなく浦添市全体に観光地としての賑わいが生まれ、観光振興を図ることができる。

また、本交通広場及び観光拠点施設は指定緊急避難場所の指定を受ける予定であり、観光客の安全性の確保及び地域住民の生活環境の向上も期待されている。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益が相当程度存することが認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（平成25年法律第214号）に規定された発掘対象となる埋蔵文化財及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されておらず、確認された場合には、専門家の指導助言を受け、各関連法に基づき適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、浦添市の那覇広域都市計画事業浦添前田駅周辺土地区画整理事業の事業計画において、交通広場として土地利用が計画されている土地である。また、起業地の近くには、国指定史跡の浦添城跡等の観光地があり、駐車場等を整備することで当該観光地を訪れる観光客等の利便性が高まり、浦添市の観光振興に寄与する。これらのことから、起業地は、本件事業の施行により、起業地内の十分に活用されていない土地を含め、効率的な土地利用が実現できる区域として選定されたものである。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上アからウまでのとおり、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越することが認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

浦添前田駅の周辺の観光施設においては、既に来訪者数が急激に増加していることから、起業地において早期に観光客の受け入れ体制を整備する必要がある。また、浦添市観光振興計画において戦略的重点施策として位置づけられている本件事業は、令和3年度に施行することとされており、当該計画の着実な実施は、浦添市の経済の活性化に大きく寄与するものである。さらに、浦添市議会において浦添前田駅の周辺整備に係る多数の質問等が行われている。

これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、その全てが本件事業の用に相当程度長期に渡って継続的に供されるものであることから、収用することに合理性が認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 浦添市市民部経済観光局観光振興課

沖縄県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年沖縄県告示第445号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・浦1号沢岷石嶺線
- 3 事業施行期間 平成23年9月13日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更及び施工範囲の変更

沖縄県告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第658号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名29号山田原線、3・5・名14号宮里大北線及び3・4・4号伊差川線
- 3 事業施行期間 平成25年12月17日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第65号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・1号饒波川線
- 3 事業施行期間 平成28年2月12日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第99号

県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程の一部を改正する告示

県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「競争入札参加資格登録申請書（第1様式。）を「知事が別に定める競争入札参加資格登録申請書（」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「同じ。）」の次に「においては登録基準年」を、「期間に行う」の次に「こととし、当該期間以外の期間においては登録基準年の9月1日から10月31日までを除き随時行う」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第3条第3項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第6条第1項中「ときは、」の次に「知事が別に定める競争入札参加資格登録変更届を」を加える。

第1号様式から第9号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・87号浦西停車場線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成28年3月7日から令和5年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業及び南城都市計画道路事業
 - (2) 名称 1・4・2号南部東道路及び1・4・1号南部東道路
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成28年沖縄総合事務局告示第56号の事業地のうち、南城市大里字高平神里原、大里字高平運田原、大里字高平松尾原、大里字高平平川原及び大里字高平前原地内において事業地を変更し、大里字高平高宮城原を追加する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成28年11月16日から令和8年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の変更

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月5日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第5号中「第24条第6項」を「第58条第5項」に改める。

第7条の2第1項及び第3項中「第25条第10項」を「第59条第10項」に改め、同項第1号中「第25条第5項第1号」を「第59条第5項第1号」に改め、同項第2号中「第25条第6項」を「第59条第6項」に改め、同項第3号中「第25条第5項第2号」を「第59条第5項第2号」に改め、同項第4号中「第25条第9項」を「第59条第9項」に改める。

附 則

この規程は、令和3年3月5日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月5日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「県立病院において」を「県立病院等において」に改め、同表備考1及び2中「県立病院」を「県立病院等」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年3月5日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
--	---